

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 7 号))

公立小・中学校の学級編制基準の改正について

標記について、次のとおり決定する。

令和 8 年 1 月 19 日

大阪府教育委員会

[改正の概要]

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、中学校（義務教育学校の後期課程を含む）の 1 学級の生徒の数の標準について、令和 8 年度から 35 人に引き下げるための措置が講じられることとされたことから、別紙のとおり学級編制基準を改正する。

## 公立小・中学校の学級編制基準

(令和8年4月1日)

校種 編制区分		小学校 (義務教育学校(前期課程)を含む)		中学校 (義務教育学校(後期課程)を含む)	
		区分	基準	区分	基準
単式学級	全市町村	全学年	35人	<u>第1学年</u>	<u>35人</u>
				<u>第2学年及び第3学年</u>	<u>40人</u>
複式学級	全市町村	第1学年の児童を含んで二の学年で編制する場合	8人	二の学年の生徒で編制する場合	8人
		第1学年の児童を含まず二の学年で編制する場合	16人		
支援学級	全市町村	8人		8人	

注1 「単式学級」とは、同学年の児童・生徒で編制する学級をいう。

- 2 「複式学級」とは、引き続く二の学年の児童・生徒で編制する学級をいう。  
(この場合、一部の学年の児童または生徒が欠けている場合は児童または生徒  
が欠けている学年の前後の学年は引き続くものとし、当該欠けている学年は、  
引き続く学年の数には含まれないものとする。)
- 3 「支援学級」とは、学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する学級を  
いう。